

公共施設使用料等の見直しについて（案）

目 次

はじめに

- 1 見直しの経緯 1
- 2 使用料とは 1
- 3 燕市の「公の施設」 2

前回（第1回）
委員会で提示

I 基本的な考え方

- 1 現状と課題 3
 - （1）公の施設に係る費用とその負担
 - （2）使用料の設定における課題
- 2 見直し方針 4

前回（第1回）
委員会で提示
した内容を加
筆・再整理

II 使用料の算定

- 1 使用料算定の基準 5
- 2 使用料の算定方法 5
 - （1）維持管理費（原価）の算定
 - （2）性質別負担割合
- 3 基準の適用除外施設 9
 - （1）法令等により市が独自に使用料を設定できない施設
 - （2）独立採算を目指す施設
 - （3）使用料を無料にしているか設定していない施設
 - （4）その他
- 4 施設の性質別分類結果 10
- 5 第2・第3象限に属する施設の受益者負担割合
- 6 個別に基準を設定すべき施設の受益者負担割合

今回（第2回）
委員会で案を
提示

次回（第3回）
以降の委員会
で案を提示予
定

Ⅲ 減免制度

1 減免制度の基本方針

- (1) 受益者負担原則の徹底
- (2) 基準の統一

2 減免制度の具体的適用基準

- (1) 免除
- (2) 80%減額
- (3) 50%減額

Ⅳ 使用料に関連する事項の取扱い

- 1 付帯設備・備品の使用料
- 2 光熱水費等の実費徴収金
- 3 市民以外および営利目的の使用料
- 4 各施設における目的外使用料
- 5 公設バス等の公共料金
- 6 消費税増税時の使用料の設定
- 7 激変緩和措置

Ⅴ 手数料

- 1 手数料とは
- 2 見直しの対象範囲
- 3 見直しに向けた基本的な考え方

次回（第3回）
以降の委員会
で案を提示予
定

はじめに

1 見直しの経緯

現行の使用料・手数料については、地方自治法^{※1}第225条及び第227条の規定に基づき、それぞれの条例で金額を定め、利用者から使用料・手数料を徴収しています。

しかし、これらの料金については、合併以前の料金をそのまま引き継いだものや、近隣自治体等の水準との比較により定められたものが多く、合併以降は体育施設の減免については見直しが行われたものの、現在まで統一的な基準がなく抜本的な見直しが行われていません。

そのため、使用料の額の算定には、使用料による管理運営資金の回収という民間企業のような発想とは異なり、コストに基づく明確な基準設定を行ってきませんでした。

このような状況から、「燕市行政改革大綱」において、「適正な受益者負担の検証」の必要性を盛り込み、行政サービスに対する「公平性・公正性」を確保するため、使用料・手数料等の見直しを図ります。

※1 地方自治法抜粋

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規程による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第二百三十八条の四

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

2 使用料とは

使用料とは、地方公共団体の行政財産^{※2}の使用又は公の施設^{※3}の利用の対価として、その使用者又は利用者から徴収する金銭のことです。(地方自治法第225条)

※2 国・地方公共団体により直接に行政の目的を遂行するために供される公有財産。

※3 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設。

3 燕市の「公の施設」

燕市内に設置されている「公の施設」は次のとおりです。

施設区分	施設数	備考
公民館施設	16	公民館、勤労青少年ホーム 等
体育施設	28	体育館、屋外運動場、プール 等
産業観光施設	6	磨き屋一番館、ふれあい交流センター 等
文化施設	4	文化会館、産業史料館 等
生活処理施設	6	せん定枝リサイクル施設、浄水場 等
農業施設	3	農村環境改善センター、市民農園 等
福祉施設	13	福祉会館、老人センター 等
駐車場等施設	15	駐車場、駐輪場 等
教育関係施設	64	小学校、中学校、保育園 等
公園施設	128	都市公園、児童遊園 等
公営住宅等施設	21	市営住宅、教職員住宅 等
合計	304	

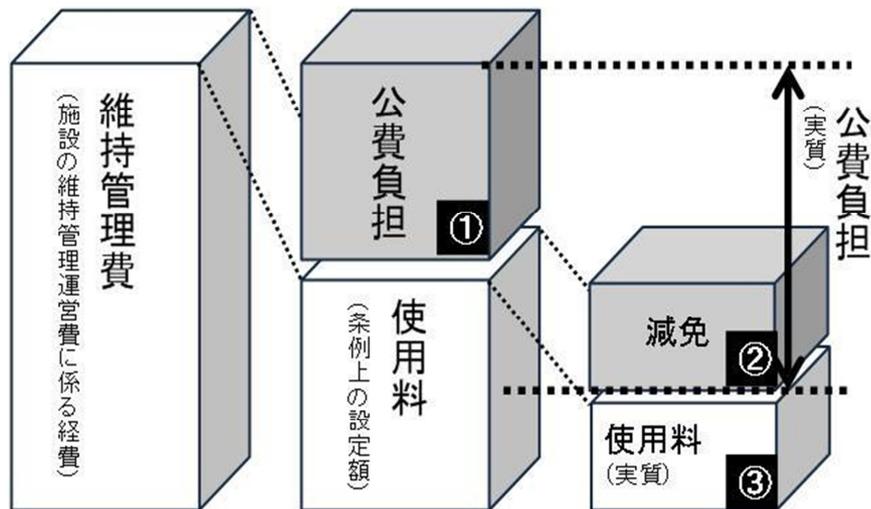
I 基本的な考え方

1 現状と課題

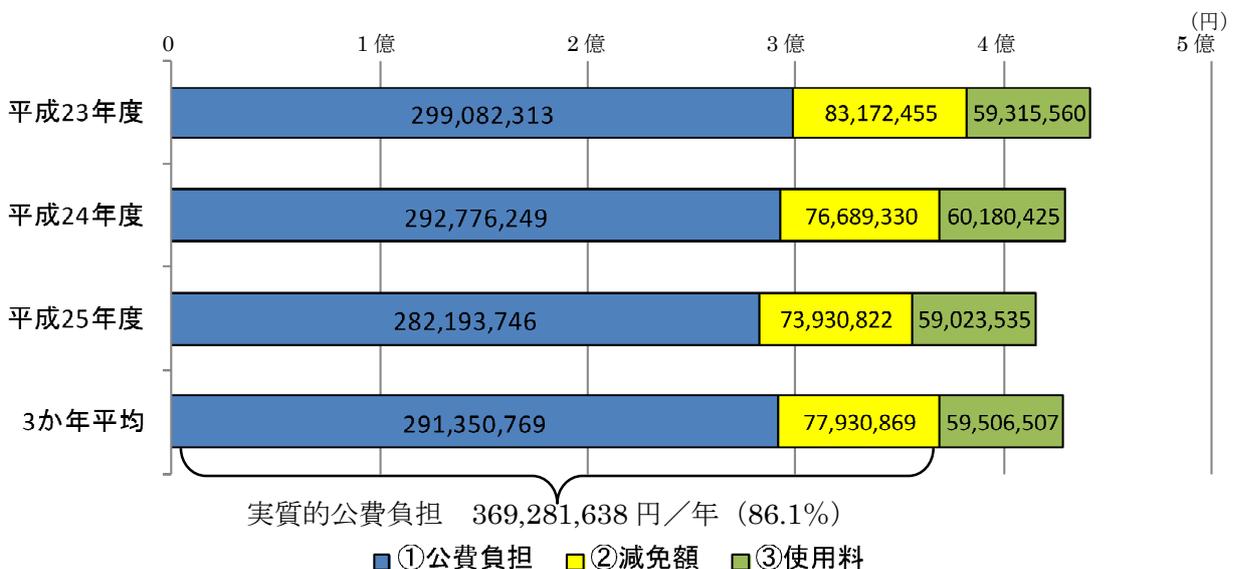
(1) 公の施設に係る費用とその負担

本市には、前記のとおり 300 余の施設が設置されており、市民の財産として日々大勢の方々が利用されています。

これらの施設を維持していくためには、維持管理費がかかっており、それらの費用は、利用者からの使用料（受益者負担）と公費（税金）で賄っています。



300 余の施設のうち、主に市民や団体に有料で会議室やホール、アリーナなどを貸し出すことが想定される公共施設は 46 施設（別表 1）あります。その過去 3 か年度の維持管理費と使用料収入は次のとおりとなっており、3 か年平均で維持管理費が約 4 億 2,879 万円なのに対し、使用料収入は約 5,951 万円で、受益者負担の割合は 13.9% に留まっており、残りの 86.1% は公費（税金）で賄っている状況です。



(2) 使用料の設定における課題

使用料収入は、税外収入として貴重な自主財源となっておりますが、その設定については次のような課題を抱えています。

- ① 使用料を徴収する場合の算定基準が明確になっていない。
- ② 減免規定の考え方、基準が統一的でない。
- ③ 平成18年の合併以降、使用料については見直されておらず、検証もされていない。

2 見直し方針

上記の現況と課題を踏まえ、受益と負担の公平化の観点から市民の理解と納得を得られる合理的な料金設定とするため、次の3つの視点を使用料適正化の基本的な考え方とします。

① 受益者負担の原則（公平化）

現在、多くの施設は、使用料のみで管理・運営することができず、不足する経費については、公費（税金）を充当しているため、利用しない方も間接的に経費を負担していることとなります。

施設を利用される方（受益者）と利用しない方との負担の公平化を図るため、受益者負担を原則として使用料を算定するものとします。

② 算定方法の明確化

使用料の算定に当たっては、応分の負担を求める受益者や市民全体にわかりやすく説明できるように、使用料の積算根拠を明確にした算定方式などを定め、透明性を確保します。

③ 減免規定の統一化

受益者負担の原則の観点から、減額・免除する場合は、できるだけ限定的・統一的に実施するものとします。

Ⅱ 使用料の算定

1 使用料算定の基準

使用料の適正化を進め、利用者の理解を得られる応分の費用負担を求めていくためには、施設の維持管理・運営に要する費用について精査し、利用者に負担を求める経費の範囲や行政として負担すべき割合を明らかにしたうえで、利用者の負担のあり方を検討する必要があります。

そこで、前記の見直し方針をふまえ、使用料は一般的に次の基本式により算定することとします。

《算定基準》

$$\boxed{\text{使用料}} = \boxed{\text{維持管理費（原価）}} \times \boxed{\text{性質別負担割合}}$$

2 使用料の算定方法

(1) 維持管理費（原価）の算定

行政サービスに対する適正な負担を求めるためには、施設の維持管理費にどれだけの経費がかかっているのかを明らかにしなければなりません。

行政サービスの原価構成は次の「原価に算入する経費」のとおりであり、この経費の積み上げにより原価を算出します。

算入する経費は、施設の維持管理に直接関わる経費を計上し、土地代や建物等の減価償却費については、原価に算入しないこととします。

しかし、民間においても同様のサービスを提供している市場性の高い施設（駐車場施設等）では、建物の減価償却費などの経費も使用料に含める考えもあることから、そのような施設については施設の性質を考慮したうえで個別に検討します。

【原価に算入する経費】

項目	内容
人件費	施設の受付、維持管理又はサービス提供などの業務に直接従事する職員に要する経費（直接的人件費 ^{※4} ） <ul style="list-style-type: none">・ 給料・ 職員手当(扶養・住居・通勤・管理職・期末勤勉等)・ 共済費・ 負担金

物件費	<p>施設の維持管理やサービス提供のために必要な物品の購入や施設の修理などに要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金等（臨時職員の賃金、社会保険料等） ・ 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） ・ 役務費（通信運搬費、手数料、火災保険料等） ・ 委託料（各種業務委託料等） ・ 使用料及び賃借料（パソコン等のリース料、土地賃借料等） ・ その他受益者が負担すべき施設の維持管理に要する経費^{※5}
-----	--

※4 施設職員のうち、直接施設の維持管理業務に関わらない事務に従事する職員に要する経費（間接的人件費）は対象外とする。

※5 大規模修繕費・高額備品購入費・災害等の臨時的経費は対象外とする。

【指定管理者制度を導入している施設における経費】

指定管理者へ支払う指定管理料は、指定管理者制度へ移行する年度（指定管理料積算年）を基準として、当該施設に勤務していた市職員数をもとに指定管理料を算出しています。

ここで算出された人件費はすべて施設を維持管理するために必要な直接的な人件費として考えられ、たとえ指定管理移行後に指定管理者が正職員と臨時職員の比率・人数を変更したとしても、施設の実情に即した変更や、経費節減のための企業努力であると考えられることから、職員配置の内容に関わらず、指定管理料に含まれる人件費は全て直接的な人件費であると考えます。

(2) 性質別負担割合

公の施設は、それぞれ性質により、市民生活に不可欠なもので行政が提供する必要がある施設から、市場原理により民間のサービスが提供されにくい施設、また、民間においても同様のサービスを提供している施設まで、幅広く存在しています。

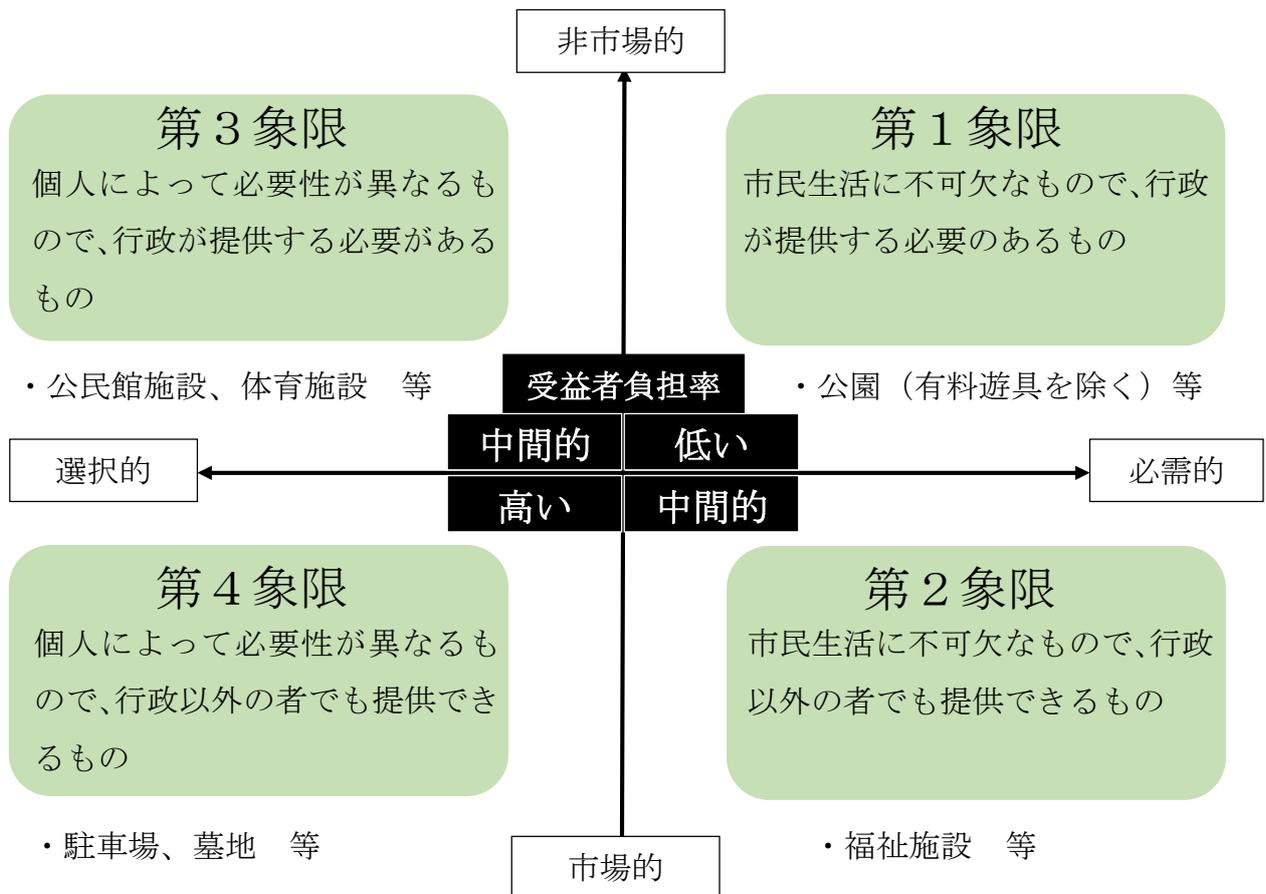
このため、公の施設に関する使用料の基準を設定する際、全ての施設において、一律に受益者負担の原則を適用することは難しいことから、各施設におけるサービスの内容を性質別に分類し、その分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定します。

【性質的分類（4分類）】

各施設を「必需的か選択的か」「市場的か非市場的か」の2つの要素により4つの性質に区分します。

必需的 ←————→ 選択的	
市民生活において必要となる生活水準を確保するために利用する施設	生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするための施設、個人によって必要性が異なる施設
市場的 ←————→ 非市場的	
収益性が高く、民間により同種・類似のサービス提供が期待できる施設	収益性が全くないか極めて低く民間企業においてサービス提供が困難な施設

【施設の種類と負担割合】



ア 第1象限

第1象限は、専ら行政が提供する施設で、道路や公園（有料遊具を除く）等が該当します。よって、基本的にコストは公費で負担すべき施設です。

〔原則として受益者負担割合 0%〕

イ 第4象限

第4象限は、民間にも同様・類似の施設がある施設で、市営駐車場や市営墓地等が該当します。個人によって必要性が異なるため、基本的にコストは受益者が負担すべき施設です。

〔原則として受益者負担割合 100%〕

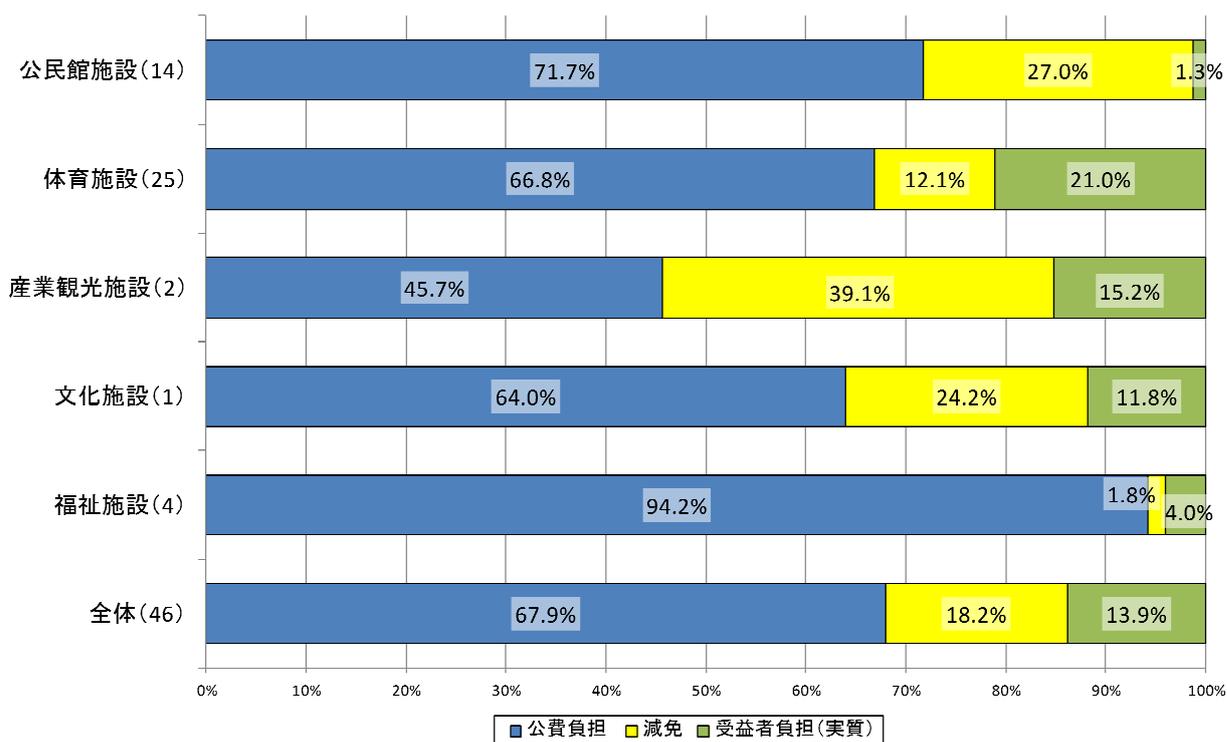
ウ 第2象限・第3象限

第2象限は、主として行政が提供・関与しているが民間にもある施設で、福祉施設等が該当します。

第3象限は、個人によって必要性が異なりますが、民間にはあまりない施設で、公民館施設や体育施設等が該当します。

いずれも公平性・公正性の観点から統一的な基準に基づき受益者負担割合を設定すべき施設です。

この象限に属し、有料で会議室やホール、アリーナ等を貸し出している主な46施設（別表1）を抽出し、その類型ごとに受益者負担割合を算出すると次のようになります。



3 基準の適用除外施設

「公の施設」のうち、次に掲げる施設については、本基準の適用を除外します。

(1) 法令等により市が独自に使用料を設定できない施設

分類	施設名
使用料を徴収することができない施設	小学校・中学校（一般開放を除く）、図書館、子育て支援センター
算定方法や受益者負担の基準が別に定められている施設	公営住宅
料金統一の観点から国や県の同種の施設の算定方法や受益者負担の基準に準ずる施設	保育園、幼稚園、認定子ども園、障がい者地域生活支援センター

(2) 独立採算を目指す施設

分類	施設名
上下水道事業	上下水道施設

(3) 使用料を無料にしているか設定していない施設

次に掲げる施設については、現状使用料を無料にしている施設、もしくは設定していない施設です。これらの施設については、個別に使用料徴収の可否について検討する必要があります。

分類	施設名
高齢者や子ども等を利用対象とする施設	勤労青少年ホーム、児童館、吉田地域コミュニティセンター、老人集会センター、市営プール

(4) その他

分類	施設名
特定の市民、団体等に独占的（貸切り）に使用させることを想定していない施設	保健センター、道の駅「国上」直販施設、市営共同浴場（市営住宅内施設）、福祉の家
不特定多数の市民、団体等に使用させることを想定していない施設	磨き屋一番館、農村環境改善センター
施設使用料ではなく、入館料として料金を徴収している施設	産業史料館、長善館史料館、分水良寛史料館
特殊な業務を行う施設であるため、個別に基準を設ける必要がある施設	せん定枝リサイクル施設

4 施設の性質別分類結果

以上の基準で、公の施設を性質別に分類すると次のとおりとなります。

<p>《第1象限》 市民生活に不可欠なもので、行政が提供する必要のある施設</p>	<p>道路、公園等</p>	<p>原則として受益者負担をなしとする</p>
<p>《第4象限》 個人によって必要性が異なるもので、行政以外でも提供できる施設</p>	<p>駐車場、墓地等</p>	<p>原則として受益者負担で費用を賄う</p>
<p>《第2象限》 市民生活に不可欠なもので、行政以外でも提供できる施設</p>	<p>福祉施設等</p>	<p>統一的な基準に基づき受益者負担割合を設定する</p>
<p>《第3象限》 個人によって必要性が異なるもので、行政が提供する必要がある施設</p>	<p>公民館施設、体育施設等</p>	
<p>法令等により市が独自に使用料を設定できない施設</p>	<p>小学校・中学校（一般開放を除く）、図書館、子育て支援センター、公営住宅、保育園、幼稚園、認定子ども園、障がい者地域生活支援センター</p>	<p>使用料見直しの対象から除外する</p>
<p>独立採算を目指す施設</p>	<p>上下水道施設</p>	
<p>市民、団体等の独占的使用を想定していない施設</p>	<p>保健センター、道の駅「国上」直販施設、燕市営共同浴場（市営住宅内施設）、福祉の家</p>	
<p>使用料を無料にしているか設定していない施設</p>	<p>勤労青少年ホーム、児童館、吉田地域コミュニティーセンター、老人集会センター</p>	<p>基準によらずに個別に見直しを検討する</p>
<p>不特定多数の市民、団体等に使用させることを想定していない施設</p>	<p>農村環境改善センター、磨き屋一番館</p>	
<p>入館料として料金を徴収している施設</p>	<p>産業史料館、長善館史料館、分水良寛史料館</p>	
<p>特殊な業務を行う施設</p>	<p>せん定枝リサイクル施設</p>	

対象施設一覧（全46施設）

別表1

公民館施設（14）		施設所管課
1	燕市粟生津公民館・燕市粟生津体育センター	社会教育課
2	燕市吉田ふれあいセンター	
3	燕市吉田公民館	
4	燕市吉田北公民館・燕市吉田北体育センター	
5	燕市小池公民館	
6	燕市小中川公民館	
7	燕市松長公民館	
8	燕市西燕公民館	
9	燕市川前公民館	
10	燕市中央公民館	
11	燕市東公民館	
12	燕市藤の曲公民館	
13	燕市南公民館	
14	燕市分水公民館	
体育施設（25）		施設所管課
1	サンスポーツランド分水（野球場、多目的広場）	社会教育課
2	スポーツランド燕	
3	つばくろ運動広場	
4	燕市B&G海洋センター	
5	燕市ジムナスト分水	
6	燕市スポーツパーク（燕市民テニスコート、燕市少年野球場）	
7	燕市粟生津屋内ゲートボール場	
8	燕市吉田テニスコート	
9	燕市吉田トレーニングセンター	
10	燕市吉田屋外ゲートボール場	
11	燕市吉田屋内ゲートボール場	
12	燕市吉田総合グラウンド	
13	燕市吉田総合体育館	
14	燕市吉田第1野球場	
15	燕市吉田第2野球場	
16	燕市吉田武道館	
17	燕市勤労者体育センター	
18	燕市国上勤労者体育センター	
19	燕市四箇村ふれあい館	
20	燕市小中川地区コミュニティセンター	
21	燕市体育センター（燕市民体育館、燕市民武道館、燕市民研修館）	
22	燕市分水テニスコート	
23	燕市分水総合体育館	
24	燕市分水多目的屋内運動場	
25	燕市米納津屋内ゲートボール場	

産業観光施設（２）		施設所管課
1	燕市燕勤労者総合福祉センター	商工振興課
2	燕市吉田産業会館	
文化施設（１）		施設所管課
1	燕市文化会館	社会教育課
福祉施設（４）		施設所管課
1	燕市吉田老人いこいの家	長寿福祉課
2	燕市吉田老人センター	
3	燕市分水老人福祉センター	
4	燕市分水福祉会館	社会福祉課